

事 務 連 絡

令和5年4月13日

一般社団法人 全国植物検疫協会

専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課

課長補佐（輸入検疫班担当）

「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について」
の廃止について

今般、新型コロナウイルス感染症に対する各国の入国制限が緩和されるなど、世界的に発生が収束に向かっているものと判断されたことから、各国への日本側植物防疫官の派遣を再開しているところです。このため、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について（令和2年4月22日付け消費・安全局植物防疫課課長補佐（輸入検疫班）事務連絡。以下「新型コロナ対応事務連絡」という。）については、本日付けで廃止するので、本年4月14日以降の輸入検査におかれては、特段の御配慮をお願いします。

ただし、周年で日本向け輸出が行われている、フィリピン共和国産マンゴウ及びパイアの生果実並びにベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コストリケンシスとの交雑種、マンゴウ及びりゅうがんの生果実の荷口のうち、当地に派遣された植物防疫官により植物検疫証明書に付記がなされていないものについては、この事務連絡による廃止前の新型コロナ対応事務連絡の規定は、なお効力を有するものといたします。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。また、今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、当課（輸入検疫班担当）又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。